

田原市空き店舗バンク実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、田原市内における空き店舗の増加を改善し、意欲ある新規出店希望者及び規模拡大を図ろうとする中小企業者等を支援し、産業の裾野を広げるとともに、地域の活性化を図るため、田原市空き店舗バンク（以下「空き店舗バンク」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗 個人又は法人が商業等を目的として建築したもので、過去に営業していた実績があり、現に使用されていない市内に存在する建物及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き店舗の所有権その他の権利により、当該空き店舗の売買又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き店舗バンク 空き店舗の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、空き店舗において商業等を行うことを目的に利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、紹介を行うシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き店舗バンク以外による空き店舗の取引を妨げるものではない。

(登録申込み等)

第4条 空き店舗バンクに空き店舗を登録しようとする所有者等（以下「登録申込者」という。）は、田原市空き店舗バンク登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認し、当該物件が次の各号のいずれにも該当し、適切であると認めたときは、登録番号を付して、田原市空き店舗バンク登録台帳（様式第2号。以下「空き店舗台帳」という。）に登録するものとする。

- (1) 所有者の全員が登録に関する承諾をしていること。
- (2) 集団的に、若しくは常習的に暴力的不法行為を行う、又は行うおそれのある組織の構成員等の所有でないこと。
- (3) 当該空き店舗が不動産競売にかけられた状態でないこと。
- (4) その他市長が不適当と認める者の所有でないこと。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、田原市空き店舗バンク登録完了書（様式第3号。以下「登録完了書」という。）により登録申込者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き店舗で空き店舗バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

5 登録の有効期間は、登録した日より3年間とする。ただし、改めて登録の申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

(登録事項の変更)

第5条 前条第2項の規定による登録完了書の通知を受けた登録申込者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、田原市空き店舗バンク登録変更届出書（様式4号）に登録事項の変更内容を記載し、市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第6条 市長は、空き店舗が次に掲げる事項に該当する場合は、当該空き店舗の登録を空き店舗台帳から削除するとともに、田原市空き店舗バンク登録取消通知書（様式第5号）により当該登録者に通知するものとする。

(1) 当該空き店舗に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(2) 登録から3年を経過したとき。ただし、再登録を行った場合は、この限りでない。

(3) 田原市空き店舗バンク登録取消届出書（様式第6号）の届出があったとき。

(4) その他空き店舗バンク登録台帳に登録されていることが不相当であるとき。

(情報提供及び利用登録)

第7条 市長は、登録物件について、情報の一部を公開するものとする。

2 登録物件について、詳細情報の提供又は交渉等の申込みを希望する者（以下「利用申込者」という。）は、田原市空き店舗バンク利用登録申込書（様式第7号）により市長に申し込むものとする。

3 市長は、前項の規定による利用申込みがあったときは、その内容を確認の上、次条に規定する要件を満たし、適切であると認めたときは、田原市空き店舗バンク利用登録台帳（様式第8号。以下「利用台帳」という。）に登録し、空き店舗バンク利用登録完了通知書（様式第9号。以下「利用登録完了書」という）により当該利用申込者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による利用登録完了書の通知を受けた利用申込者（以下「利用者」という。）が登録物件に関する情報又は交渉を望む場合は、必要な範囲において、情報提供又は交渉の紹介を行うものとする。

(利用登録の要件)

第8条 利用申込者は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 空き店舗バンクの趣旨を理解した上、小売業、飲食業及びサービス業の店舗又はそれらの業種の事務所として空き店舗を活用し、地域の活性化に寄与できる者。ただし風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める店舗及び事務所は除く。

- (2) 空き店舗の転売及び転賃を目的としない者
- (3) 公序良俗に反さず活動を行う者
- (4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う、又は行うおそれのある組織の構成員等でない者
- (5) 政治性及び宗教性のある事業を行う団体ではない者
- (6) 空き店舗登録者と良好な関係を築ける者

2 前項に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるときは、別に登録の要件を定めることができるものとする。

(利用登録の変更)

第9条 利用者は、当該利用台帳の登録事項に変更があったときは、田原市空き店舗バンク利用登録変更届出書(様式第10号)に登録事項の変更内容を記載し、市長に届け出なければならない。

(利用登録の取消し)

第10条 利用者は、当該登録を取り消すときは、田原市空き店舗バンク利用登録取消届出書(様式第11号)を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったとき、又は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用台帳の登録を削除するとともに、田原市空き店舗バンク利用取消通知書(様式第12号)により当該登録者に通知するものとする。

- (1) 第8条に規定する要件を欠いている者
- (2) 空き店舗を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある者
- (3) 申込内容に虚偽のあった者
- (4) 利用登録日から3年を経過した者(ただし、改めて登録の申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。)
- (5) その他市長が適当でないと認めた者

(交渉の紹介)

第11条 登録物件の利用交渉の紹介を希望する者は、田原市空き店舗バンク登録物件交渉申込書(様式第13号)及び田原市空き店舗バンク申込誓約書(様式第14号)により市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の申込書を受理したときは、その内容を審査した上、田原市空き店舗バンク登録物件交渉通知書(様式第15号)により登録物件の登録者に通知するものとする。この場合において、当該登録者の代理若しくは媒介を行う者があるときは、その者に対しても同様とする。

3 前項の通知を受けた登録者又は登録者の代理若しくは媒介を行う者は、遅滞なく当該利用者登録者に回答し、市長にその交渉結果を田原市空き店舗バンク登録物件交渉結果報告書(様式第16号)により報告するものとする。

(登録者と利用者の交渉)

第12条 市長は、登録者と利用者の登録物件に関する交渉及び売買、賃貸等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(助言)

第13条 市長は、登録者又は利用者に対して必要な助言をすることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。